

指定第1号事業提供の流れ

【全サービス共通】

	地域包括支援センター (原案委託先居宅介護支援事業所)	サービス提供事業所
①	利用者からの相談受付 アセスメント (必要に応じて) 要介護認定申請	

【訪問型サービス (現行相当)】

(1) 平成29年3月に訪問介護又は介護予防訪問介護を利用している人の場合

	地域包括支援センター (原案委託先居宅介護支援事業所)	サービス提供事業所
②	サービス提供調整 ケアプラン原案作成	サービス提供調整
	サービス担当者会議	
③	ケアプランの交付	サービス計画作成、提供開始
	モニタリング結果を踏まえたケアプランの変更	利用者状況の報告 (1か月ごと) モニタリング (6か月ごと)
	サービス担当者会議	
	ケアプランの交付	サービス計画作成、提供開始 (継続)

(2) 平成29年3月に訪問介護又は介護予防訪問介護を利用していない人の場合

	地域包括支援センター (原案委託先居宅介護支援事業所)	サービス提供事業所
②	サービス提供調整 ケアプラン原案作成 自立支援型地域ケア会議	サービス提供調整
	サービス担当者会議	
③	ケアプランの交付	サービス計画作成、提供開始
	モニタリング結果を踏まえたケアプランの変更	利用者状況の報告 (1か月ごと) モニタリング (6か月ごと)
	サービス担当者会議	
	ケアプランの交付	サービス計画作成、提供開始 (継続)

【訪問型サービス（基準緩和）】

	地域包括支援センター (原案委託先居宅介護支援事業所)	サービス提供事業所
②	サービス提供調整 ケアプラン原案作成	サービス提供調整
	サービス担当者会議	
③	ケアプランの交付	サービス計画作成、提供開始
	モニタリング結果を踏まえたケアプランの変更	実績報告 (毎月、利用者状況は必要時) モニタリング (認定有効期間ごと)
	サービス担当者会議	
	ケアプランの交付	サービス計画作成、提供開始 (継続)

【通所型サービス（現行相当）】

(1) 平成 29 年 3 月に（地域密着型）通所介護又は介護予防通所介護を利用している人の場合

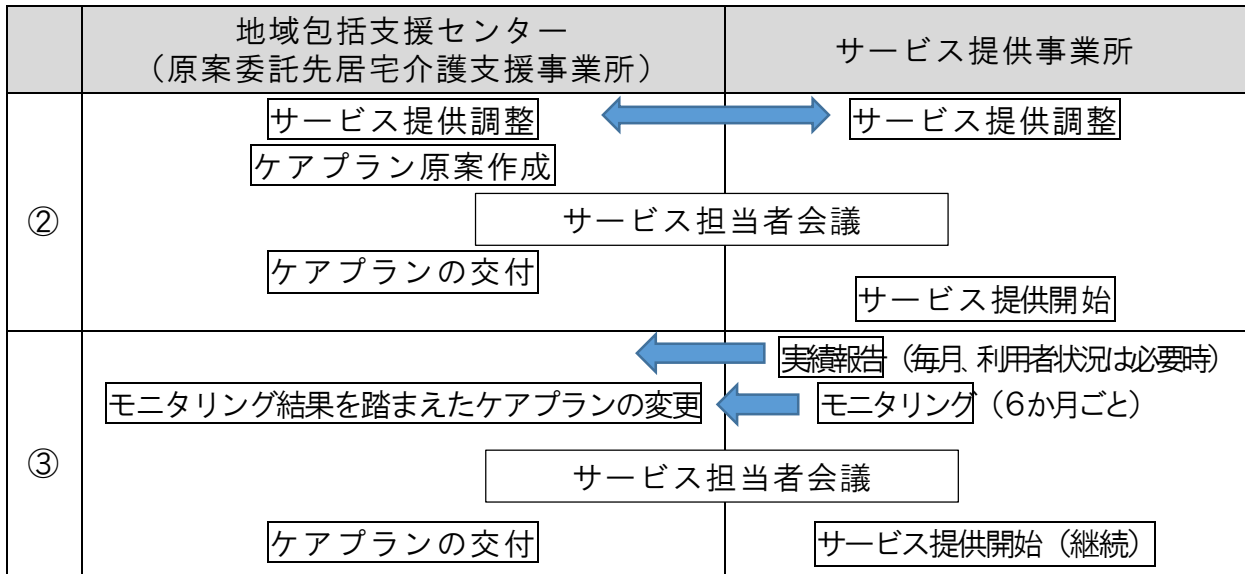
	地域包括支援センター (原案委託先居宅介護支援事業所)	サービス提供事業所
②	サービス提供調整 ケアプラン原案作成	サービス提供調整
	サービス担当者会議	
③	ケアプランの交付	サービス計画作成、提供開始
	モニタリング結果を踏まえたケアプランの変更	利用者状況の報告 (1 か月ごと) モニタリング (6 か月ごと)
	サービス担当者会議	
	ケアプランの交付	サービス計画作成、提供開始 (継続)

(2) 平成 29 年 3 月に（地域密着型）通所介護又は介護予防通所介護を利用していない人の場合

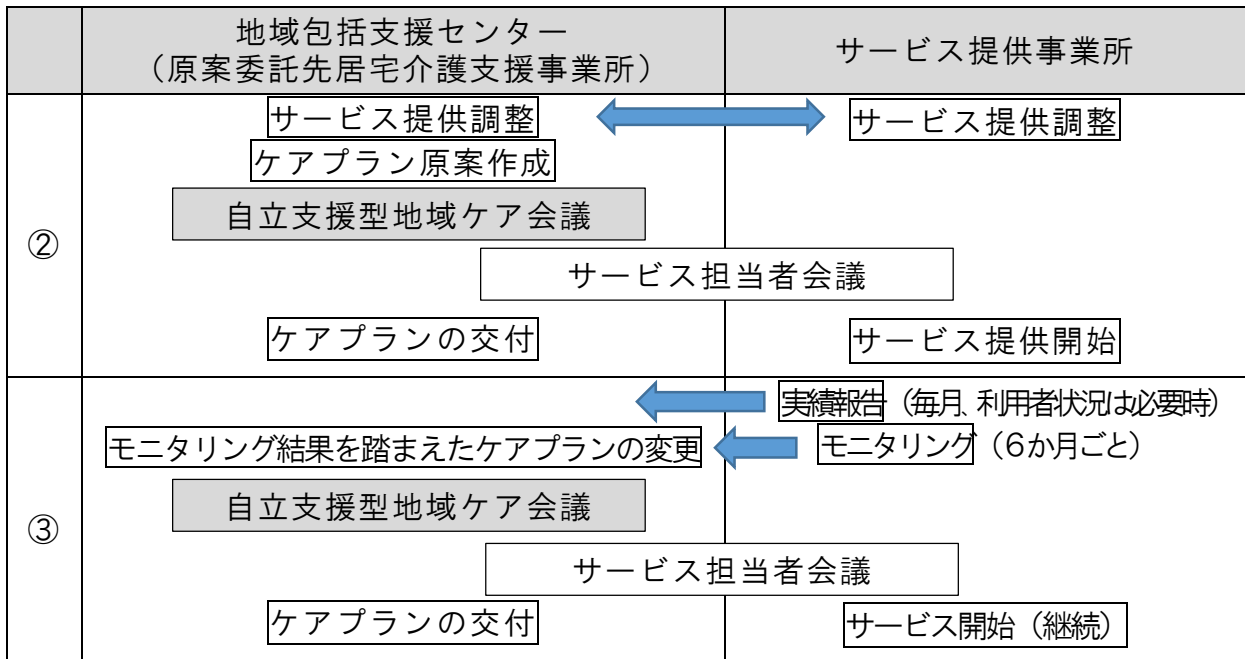
	地域包括支援センター (原案委託先居宅介護支援事業所)	サービス提供事業所
②	サービス提供調整 ケアプラン原案作成 自立支援型地域ケア会議	サービス提供調整
	サービス担当者会議	
③	ケアプランの交付	サービス計画作成、提供開始
	モニタリング結果を踏まえたケアプランの変更	利用者状況の報告 (1 か月ごと) モニタリング (6 か月ごと)
	サービス担当者会議	
	ケアプランの交付	サービス計画作成、提供開始 (継続)

【通所型サービス（基準緩和）】

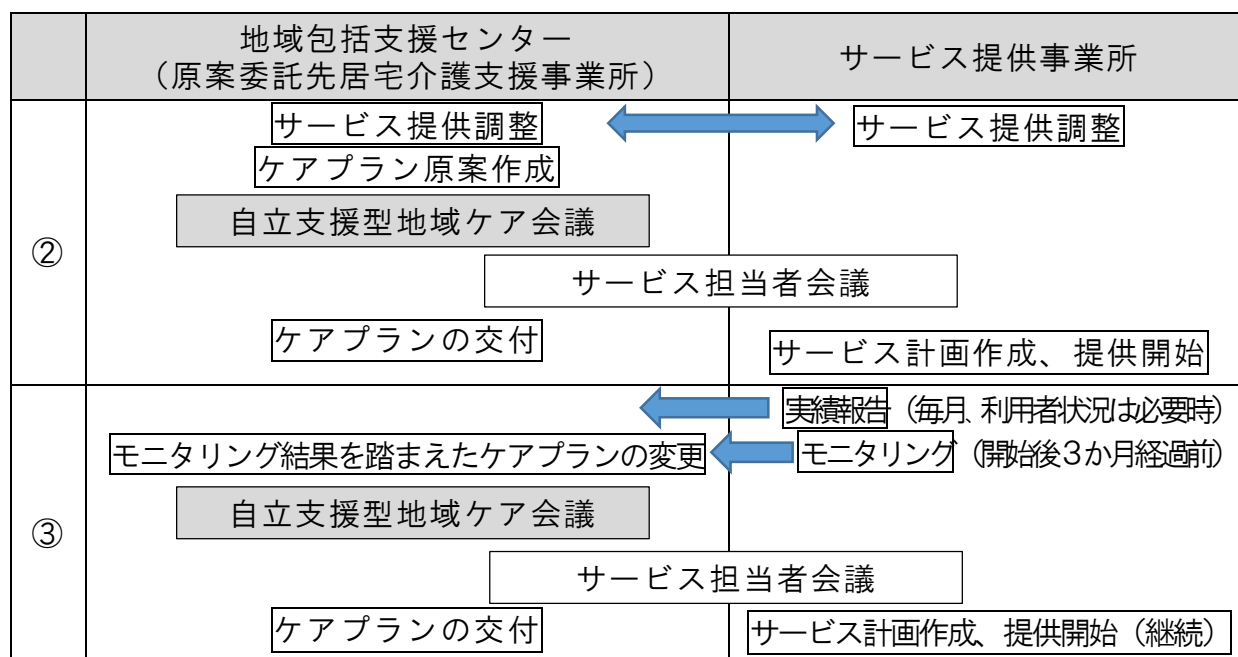
(1) 平成 29 年 3 月に（地域密着型）通所介護又は介護予防通所介護を利用している人の場合



(2) 平成 29 年 3 月に（地域密着型）通所介護又は介護予防通所介護を利用していない人の場合



【通所型サービス（短期集中）】



※ 継続は1回限り

備考

- 平成29年3月以前に継続して同一種類のサービスを利用している人については、通所型サービス（短期集中）を除き、自立支援型地域ケア会議を省略します。
  - 自立支援型地域ケア会議を省略する場合であっても、訪問型サービス（現行相当）については、ケアプラン及びサービス計画に身体介護（利用者本人とともに行う自立支援に資する生活援助を含む。）を位置付けた上で提供してください。
  - 自立支援型地域ケア会議を省略する場合であっても、通所型サービス（現行相当）については、ケアプラン及びサービス計画に本人の身体的、精神的状態に配慮した介助、機能訓練等（疾患を要因とし専門職の関与を要する旨）を位置付けた上で提供してください。
- サービス提供期間終了後、サービスを更新（継続）するに当たり、ケアプランの内容の変更が軽微なもの（サービス提供期間のみの変更等）の場合には、これまでの取扱い同様、サービス担当者会議を省略しても差し支えありません。

ただし、個々の利用者に対して自立支援の視点でサービスを提供するに当たり、漫然としたサービス目標を設定することは不適切であり、当該利用者のサービス提供期間が終了したケアプランがサービス提供期間のみを変更して作成されることが複数回続くことは不適切と判断します。